

「不正改造車を排除する運動」の実施細目 (抜粋)

令和3年4月
内閣府沖縄総合事務局

I. 実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、令和3年10月1日(金)から10月31日(日)までの1か月間を不正改造車排除強化月間として、不正改造車の排除を強化して取り組むこととする。

II. 関係団体共通

各団体において実施する事項

(1)不正改造車の排除のための啓発等

事務所等へのポスターの掲示等により、不正改造防止について周知を図る。また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。

また、関係団体は、強化月間においては、マスメディア、SNSを利用して10～30代の世代に関心を持ってもらえるような広報を積極的に実施し、事務所・店舗来訪者に対し、チラシを配布することにより、不正改造への認識浸透を図る。なお、協議会各構成団体のホームページを活用する際は、会員外にも閲覧できるよう配慮する。

(2)不正改造車の排除のための情報収集等

①本運動の目的、実施事項、不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口の設置等について、会報ホームページ等に掲載するなど会員・事業者等への周知、浸透を図る。

②不正改造車等に関する情報等(インターネットサイト上の不正改造を助長する用品・部品の流通、不正改造施工業者の情報を含む。以下同じ。)の受付体制を充実するとともに傘下会員・事業者等に情報等を提供するよう呼びかける。また、情報等を入手した場合には、沖縄総合事務局又は陸運事務所等への情報等の提供を行うよう努める。

(3)不正改造車の排除のための取締り等

関係団体は、陸運事務所等から協力要請があった場合は、街頭検査等の実施に協力する。

(4)傘下会員・事業者への指導等

本運動推進のための会議等を開催し、傘下会員・事業者に対して本運動の目的、実施事項について指導する。

また、強化月間においては、傘下会員・事業者に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。

(5)その他

特に、強化月間においては、以下「2.」に示す実施事項が適切に実施されるように配慮し、傘下会員・事業者を指導する。

Ⅲ. 貨物自動車運送事業者

各事業者の行うべき実施事項

(1)不正改造車の排除のための啓発等

①荷運送事業団体においては、荷主団体等に対し、不正改造車等（特に速度抑制装置（スピードリミッター）及び過積載を誘発する改造（さし枠の取付けなど）に係るもの。）を使用する運送事業者を利用することのないよう要請する。

(2)不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、沖縄総合事務局又は陸運事務所等に積極的に情報を提供する。

(3)不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図り、法令遵守のための指導を行う。

2) 適正な車両の運行の徹底

不正改造及び不正二次架装の防止に努め等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：別添5「自主点検票」）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。